

平成 2 1 年 4 月 1 日
海上災害防止センター

指定期間証明書発行後キャンセルされる場合の 返金額計算方法の変更について

従来指定期間証明書発行後キャンセルされる場合の返金額につきましては、「証明書発行手数料を含めたお振込金額全額から取消手数料 10,500 円を差し引いた額」としておりました。

証明書を発行後の返金であるにもかかわらず発行手数料を返金することはセンター事務処理上問題があるということで平成 2 1 年 4 月 1 日以降の返金額につきましては「証明書料金から取消手数料を差し引いた額」とさせていただきます。

4 月 1 日以降

【証明書料金】 - 【キャンセル手数料 10,500 円】

参考：3 月 3 1 日までの取り扱い

【振込額「証明書料金 + 発行手数料」】 - 【キャンセル手数料 10,500 円】